

電子契約導入のお知らせ

岐阜市上下水道事業部では、市民サービスの向上や業務効率化を目指し、令和6年10月1日から電子契約を導入しました。

1 電子契約とは

- 紙の契約書に記名・押印する代わりに、電子媒体の契約書に電子署名を付与することにより、法的に有効な契約を締結するものです。
- 電子契約サービス(立会人型)を利用し、インターネット上で契約手続きを行うことができます。

【紙契約と電子契約の比較】



2 電子契約の対象

- 令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知をする、「**建設工事**」及び「**測量・建設コンサルタント等業務**」
- 行政部**契約課**、上下水道事業部**上下水道事業政策課**が発注する案件

※ 法令等、その他市が定める基準等により、書面の契約書が必要となる契約は除きます。
 ※ 従来の紙契約も可能です。

3 電子契約のメリット

- 契約書の**製本作業**が不要となります。
- 契約手続きのための**市庁舎との往来**が不要となります。
- 契約書に貼付する**収入印紙**が不要となります。
- 契約書の**紛失リスク**が軽減します。
- 契約書の**保管場所**や**廃棄作業**の縮減につながります。

4 契約手続き

- 電子契約を希望する場合、
「**電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書**」を
落札(候補)者等の**決定連絡をした日のうちに提出**してください。
- 必要に応じて、「**解体工事に要する費用等に係る書面(別紙(リサイクル))**」
「**契約保証金に係る書類(保証証書の写し等)**」を**提出**してください。
- 準備が整い次第、確認書に記載のアドレスに電子メールを送信します
ので、「電子契約サービス」のURLより**電子契約の内容を確認**の上、
承認してください。
- 岐阜市上下水道事業部の承認後、契約締結となります。なお、**電子契約書**は、「**電子契約サービス**」より**閲覧**又は**ダウンロード**できます。

【提出書類(確認書)】

【電子契約における契約締結フロー図(建設工事)】

様式(第4条関係)

電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書

以下の案件について、岐阜市上下水道事業部と電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望します。
また、電子契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

契約件名 _____

契約締結権限者 職名 _____ 氏名 _____

メールアドレス _____

契約担当者 職名 _____ 氏名 _____

メールアドレス _____

岐阜市水道部事業及び下水道事業管理者 飛 竜

令和 年 月 日

住所 _____

業種又は名称 _____

代表者 職名及び氏名 _____

(個人の場合は、氏名)

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

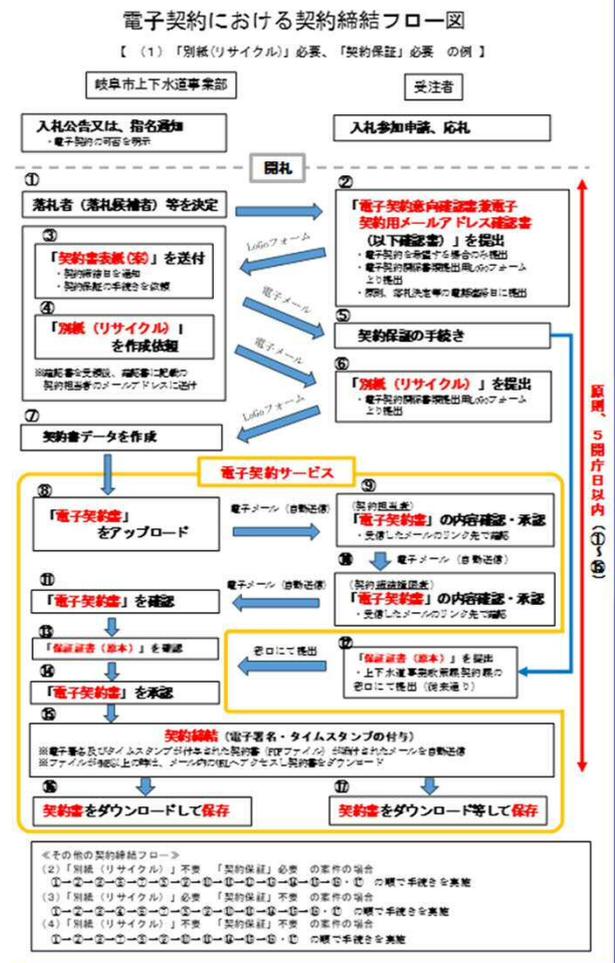
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※契約締結権限者と契約担当者のメールアドレスは、別々のアドレスをご記載ください。ただし、契約締結権限者と契約担当者が同一の場合は、契約締結権限者の欄のみご記載ください。

※住所、商号又は名称、代表者の職名及び氏名は、電子契約書に転記しますので、正しい表記で記載してください。

※メールアドレスは半角で入力してください。

※フリーメール(無料でメールアドレス(アカウント)を取得し、ブラウザ上でメールの送受信ができるサービス)では電子契約サービスを利用できません。



問い合わせ先